

ガス融雪システム契約選択約款

令和7年5月1日



青森ガス株式会社

目 次

1. 目的	1
2. 用語の定義	1
3. 適用条件	1
4. 契約の締結	1～2
5. 使用量の算定	2
6. 料金	2
7. 単位料金の調整	2～4
8. その他	4
別 表	4～5
附 則	5

ガス融雪システム契約選択約款

1. 目的

この選択約款は、当社の製造供給設備の効率的利用を図り、以て合理的・経済的なガス需給の確立に資することを目的といたします。

2. 用語の定義

この選択約款において使用する用語の定義は、次のとおりとします。

- (1) 「融雪機器」とは、エネルギー源としてガスを使用する融雪用熱源機をいいます。
- (2) 「消費税等相当額」とは、消費税法の規定により課される消費税及び地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。この場合、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。
- (3) 「単位料金」とは、7に定める基準単位料金（税抜）または調整単位料金をいいます。
- (4) 「基本料金（税込）」「基準単位料金（税込）」とは、基本料金及び基準単位料金それぞれの消費税等相当額を含んだ金額をいい、消費税法63条の2の規定に基づき記載するものです。
- (5) 「基本料金（税抜）」「基準単位料金（税抜）」とは、基本料金及び基準単位料金それぞれの消費税等相当額を含まない金額をいいます。

3. 適用条件

お客様が、融雪機器を使用し、融雪機器のガスの使用量を計量する専用のガスメーター（以下「融雪機器専用ガスメーター」といいます。）を設置する場合で、融雪の為に毎年一定期間を限り、2か月以上継続して使用する需要である場合には、当社に対してこの選択約款の適用を申し込むことができます。

4. 契約の締結

- (1) お客様は、この約款を承諾のうえ、契約種別を明らかにして、当社に申し込んでいただきます。当社がこの申し込みを承諾したときに、この選択約款に定めるガスの供給および使用に関する契約が成立いたします。
- (2) 契約期間は次のとおりといたします。
 - 1 2月分（1 1月定例検針日の翌日から1 2月定例検針日までの使用分）から
 - 3月分（2月定例検針日の翌日から3月定例検針日までの使用分）までの期間。なお、契約期間の明確を期する観点から3月定例検針日に閉栓いたします。
- (3) 契約種別は、次のとおりといたします。
 - I種・・・契約期間（4ヶ月間）の使用量が600m³以上のお客様。
 - II種・・・契約期間（4ヶ月間）の使用量が600m³未満のお客様。

- (4) 当社は、本契約の契約期間満了前に解約またはガス小売供給約款に定める料金への変更をしたお客さまが、再度同一需要場所で本契約の申し込みをする場合、その適用開始の希望日が過去の契約の解約の日または契約種別の変更の日から1年に満たない場合には、その申し込みを承諾しないことがあります。ただし、設備の変更または建物の改築等のための一時不使用による解約の場合はこの限りではありません（(5)において同じ）。
- (5) 当社は、本契約の契約期間満了前に他の選択約款（ガス小売供給約款に定める料金を除きます。）への変更を申し込みされた場合には、その申し込みを承諾しないことがあります。

5. 使用量の算定

各月使用分の使用量は、前月の検針日および当該月の検針日におけるガスメーターの読みにより算定いたします。

ただし、当該月の検針日以降、当該月内に解約を行った場合には、当該月の検針日および解約を行った日のガスメーターの読みにより算定いたします。

6. 料 金

- (1) 当社は、料金の支払いが、支払義務発生の日の翌日から起算して30日以内（以下「早収料金適用期間」といいます。）に行われる場合には、早収料金に消費税等相当額を加えたものを、早収料金適用期間経過後に支払いが行われる場合には、早収料金を3パーセント割り増ししたもの（以下「遅収料金」といいます。）に消費税等相当額を加えたものを料金として支払っていただきます。なお、早収料金適用期間の最終日が休日の場合には、直後の休日でない日まで早収料金適用期間を延長します。
- (2) 当社は、別表の2に定める料金表（料金表の基本料金（税抜）、基準単位料金（税抜）又は7の規定により調整単位料金を算出した場合は、その調整単位料金を用います。）を適用して、早収料金または遅収料金を算定します。
- (3) 料金は、口座振替又は払込みのいずれかの方法により毎月お支払いいただきます。ただし、小売約款37（1）①及び②に規定する料金は、払込みの方法によりお支払いいただきます。

7. 単位料金の調整

- (1) 当社は、毎月、(2)②により算定した平均原料価格が(2)①に定める基準平均原料価格を上回り又は下回る場合は、次の算式により別表の各料金表の基準単位料金（税抜）に対応する調整単位料金を算定します。この場合、基準単位料金（税抜）に替えてその調整単位料金を適用して早収料金を算定いたします。

なお、調整単位料金の適用基準は、別表の1（3）のとおりといたします。

- イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき
調整単位料金（1立方メートル当たり）
＝基準単位料金（税抜）＋0.083円×原料価格変動額／100円
- ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき
調整単位料金（1立方メートル当たり）
＝基準単位料金（税抜）－0.083円×原料価格変動額／100円

（備考）

上記の算定式によって求められた計算結果の小数点第3位以下の端数は切り捨てます。

（2）（1）の基準平均原料価格、平均原料価格及び原料価格変動額は、以下のとおりといたします。

①基準平均原料価格（トンあたり）

64,530円

②平均原料価格（トンあたり）

別表の1（3）に定められた各3か月間における貿易統計の数量および価額から算定したトン当たりLNG平均価格（算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。）及びトン当たりプロパン平均価格（算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。）をもとに次の算定式で算定し、算定結果の10円未満の端数を四捨五入した金額といたします。

（算定式）

$$\begin{aligned} \text{平均原料価格} &= \text{トン当たりLNG平均価格} \times 0.9534 \\ &+ \text{トン当たりプロパン平均価格} \times 0.0508 \end{aligned}$$

（備考）

トン当たりLNG平均価格及びトン当たりプロパン平均価格は、当社事業所に掲示いたします。

③原料価格変動額

次の算定式で算定し、算定結果の100円未満の端数を切り捨てた100円単位の金額といたします。

（算定式）

- イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき
原料価格変動額＝平均原料価格－基準平均原料価格

- ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき
原料価格変動額＝基準平均原料価格－平均原料価格

8. その他

その他の事項については、ガス小売供給約款を適用いたします。

(別 表)

1. 早収料金の算定方法

- (1) 早収料金は、基本料金（税抜）と従量料金（税抜）の合計といたします。
- (2) 従量料金（税抜）は、基準単位料金又は7の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。
- (3) 調整単位料金の適用基準は次のとおりといたします。
 - ①料金算定期間の末日が1月1日から1月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年8月から10月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ②料金算定期間の末日が2月1日から2月28日（うるう年は2月29日）に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年9月から11月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ③料金算定期間の末日が3月1日から3月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年10月から12月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ④料金算定期間の末日が12月1日から12月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年7月から9月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

2. 料金表（ガス融雪システム契約）

(1) 契約使用期間

12月分（11月定例検針日の翌日から12月定例検針日までの使用分）から
3月分（2月定例検針日の翌日から3月定例検針日までの使用分）までの期間

(2) 基本料金（1か月及びガスメーター1個につき）

I 種	3,300円（税込）
	3,000円（税抜）

Ⅱ種	1,650円(税込)
	1,500円(税抜)

(3) 基準単位料金（1立方メートルにつき）

Ⅰ種	160.677円(税込)
	146.07円(税抜)
Ⅱ種	171.435円(税込)
	155.85円(税抜)

(4) 調整単位料金

(3)の各基準単位料金(税抜)をもとに、7の規定により算定した1立方メートルあたりの単位料金といたします。

附 則

1. 実施の期日

平成29年4月1日からといたします。

平成30年7月16日改定実施いたします。

平成31年4月1日改定実施いたします。

令和元年10月1日改定実施いたします。

令和7年5月1日改定実施いたします。